

大原法律専門学校

ディプロマポリシー（卒業の認定に関する方針）

本校では、学則に教育目的として「法律及び行政並びにこれらのビジネスに関する教育を施し、人格の陶冶を行い、もって有為な産業人を育成することを目的とする。」を掲げて教育を行っています。

法律、行政、ビジネスに関する専門的な知識、技能及び一般教養力を養成するとともに、社会人として求められる基礎力、思考、言動についてもバランスよく身に着けた人材を育成すること、また、社会全体、国または地方公共団体等における課題を見つけ出し、自らもその一員としての自覚を持ち貢献できる人材を育成することを目的として教育カリキュラムを編成し、指導に当たっています。

卒業時点で身につけている能力を以下のとおり定めます。

- (1) 社会で守るべき倫理や責任を理解している。
- (2) 各学科の教育課程に示す知識、技能を身につけている。
- (3) 教育課程に示す知識・技能を身につけるために自ら学ぶ姿勢を身につけている。
- (4) 他者と協力し物事を成し遂げる姿勢と、そのために必要な表現力を身につけている。

大原法律専門学校では卒業の認定にあたり、学則に定める各学科の卒業に必要な履修科目の成績評価、出席状況等平素の性行も踏まえて審査を行います。

審査の結果、課程の要件を満たし修了した者に卒業の認定を行うとともに、2年制課程の卒業生には専門士の称号を付与します。